

第1回伊予市障害者福祉計画策定審議会 議事録

- 日 時 平成29年8月22日(火)
午後3時00分～午後4時45分
- 場 所 伊予市役所4階 大会議室
- 出席者 矢野雄大委員、上本昌幸委員、西田孝博委員、
(委員) 水田恒二委員、福島久子委員、井上寛規委員、
阿部富美委員、岡田隆志委員、友沢祐一委員、
友澤秀文委員、西川重子委員、谷本恵子委員、
大西聡委員
(事務局) 武智茂記市民福祉部長
河合浩二福祉課長
大森秀泰福祉課長補佐
小笠原聡子福祉課係長
赤石雅俊福祉課係長
- 欠席者 小西省三委員、西村 幸委員、上岡一世委員
- 次 第 1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 自己紹介
5. 会長及び副会長選出
6. 諮問
7. 議題
(1) 前年度審議会の概要について
(2) 審議会の進め方及び今後のスケジュールについて
(3) 「第2次伊予市障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画」の骨子案について
○ 国の改訂ポイント
○ 前計画の実績
○ アンケート調査結果(単純集計)
○ 骨子案の説明(計画書の構成)
(4) その他(意見交換)

8 次回審議会の日程調整について

9 閉会

友沢議長 それでは、僭越ではございますが、議長を務めさせていただきます。皆様御協力をお願いいたします。お手元の資料の次第に基づきまして協議に入らせていただきます。

 まず、前年度の審議会の概要についての事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは、前年度審議会の概要について報告させていただきます。

 昨年度1回、3月に審議会を開催しまして、現計画に掲げた事項について実績等の報告をさせていただきました。

 第4期計画で達成できてない項目につきましては、第5期計画に盛り込み、事業を推進させたいと考えております。なお、実績につきましては、また後ほど概要を報告させていただきたいと思っております。

 以上です。

友沢議長 ありがとうございます。
 ただいまの説明について、御質問、御意見ございませんでしょうか。
 よろしいでしょうか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

友沢議長 それでは、格別ないようでしたら、次に参ります。
 審議会の進め方及び今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、審議会の進め方及び今後のスケジュールについて説明させていただきます。

 7月上旬から約1か月かけて、アンケート調査や事業所訪問を実施いたしました。この結果と国の指針の見直しを踏まえて、本日お示ししました骨子案を作成いたしました。

 審議会につきましては、本日を含め3回の開催を予定しております。

す。本日は、骨子案をもとに計画の策定方針を受けていただきたいと
と考えております。

次回の審議会では、本日いただきました御意見を基にするるとも
に、アンケート結果の分析を踏まえ計画素案をお示しし、委員の皆
様の御意見を伺いたいと考えております。

3回目の審議会では、議会の審議会でいただいた御意見をもとに、
素案を加筆修正した上で市長に対する答申を策定したいと考えてお
ります。

なお、2回目は10月26日に、3回目は11月下旬に開催したいと考
えております。

簡単ですが、以上で説明をさせていただきます。

友沢議長 ありがとうございました。
 ただいまの説明について御質問、御意見ございませんでしょうか。
 こうしたらいいというような御意見がありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

友沢議長 それでは、次に進めてまいりたいと思います。
 第2次障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福
 祉計画の骨子案について事務局から説明をお願いいたします。
 まず、国の改訂ポイントと前計画の実績について説明をお願いい
 たします。

事務局 それではまず、国の改訂ポイントということで御報告させていた
 だきます。
 骨子案の12ページ、13ページです。
 「第5期障がい福祉計画に係るの基本方針の見直しについて」が本
 年3月に通知されました。
 その主な内容といたしまして、「障がい者が自ら望む地域生活を営
 むことができるように」と、就労に対する支援の充実や障がい支援
 のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充というも
 のでした。具体的には、13ページの(3)基本方針見直しのポイントに
 記述いたしましたとおり、地域における生活の維持及び継続推進の
 ために一定の期間、定期的な巡回訪問等を行い、地域自立生活を支
 援することや、就労定着に向けた支援として就労した事業所と家族

との連絡調整等を行うなど、11項目が示されたところでございます。これらを本市の第5期の計画に盛り込むこととしております。

続きまして、前計画の実績について報告いたします。

骨子案の29ページをごらんください。

29ページから、第4期の前期の計画の目標と実績の表がございませぬ。

第4期計画のそれぞれのサービス目標設定と実績について簡単に御報告させていただきます。全ての項目についてお話しする時間はございませんので、大きく進捗状況が異なっているところのみ申し上げさせていただきます。

29ページ、表の上から2つ目、重度訪問介護とあります。この28年度部分ですが、870時間という目標となっておりますが、実績として279時間となっております。これは当初対象となる人が2人になるのではないかと見ておりましたが、実際には前年どおり1人でございましたので、目標設定数に対して実績が小さくなったということでございます。

30ページの日中系活動サービス、31ページの短期入所、居住系サービス、32ページの相談支援につきましては、増減と申しますか、もちろん若干あるのですが、おおむね順調に進捗しておるのではないかと申しております。

33ページをごらんください。

33ページの上から2つ目の表、広いほうの表です。こちらがこの表の一番上、手話通訳者派遣事業がありまして、目標数として40というのがございます。これに対して28年度で17人になっておりますが、24年度の時点で39という数字がございましたので、40件というものを目標にした結果、こういう数字になったということです。

34ページをごらんください。

表の下から3つ目です。情報・意思疎通支援用具が27、28年度とも大きく計画を上回っております。用具に対して43という実績になっております。これは人工内耳用の電池、耳の電池、これを使う人が増えたことによるものでございます。

35ページ、移動支援事業、その下の地域活動支援センター、36ページの日中一時支援事業、計画相談の事業につきましては、おおむね順調に進めているものではないかと申しております。

37ページをごらんください。

(5)地域生活拠点の整備ということです。これはそこにもあります

とおり、地域障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性を持った職員の配置、地域の体制づくりなど）の集約を行う拠点を29年度までに各市町村に整備することとしていましたが、全国的に計画が進んでおりません。従いまして、国も引き続きこの第5期でも推進することとしております。伊予市の実情に最も適した整備を行うために、関係事業所、近隣市町等と協力していきたいと考えております。

この資料の一番最後のページ、41ページをごらんください。

これは児童、18歳未満の子どもたちへのサービスですが、一番下の表、放課後等デイサービス、これが28年度で182の目標に対して458となりまして、2.5倍の増となっております。平成28年から市内に3つの事業所ができました。今は4つになっておりますが、そのことが大きな要因と思われまます。このことから潜在需要があっても、制度や施設がなかったり、知られていない場合に需要が伸びないことが考えられます。要望に対して可能な限り、適切な支給、情報提供をしていきたいと思っております。

ここに書かれておりますのは、前期の計画のもので、27年度から29年度という数字になっております。今回、これを30年度から32年度までに改訂いたします。障がい者、障がい児の状態、本人や保護者の希望もありますので、アンケートなどによって要求等を勘案しまして、現実的な数値にしていきたいと思っております。項目や見込みの数値などについても皆様からの御意見をいただけたらと思います。

以上で骨子案の説明を終わります。

友沢議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

友沢議長

格別ないようでしたら、次に参りたいと思います。

アンケート調査結果についての説明をお願いいたします。

事務局

続きまして、アンケート調査結果についての御報告でございますが、本件の策定については、外部委託者でありますリージョナルデザイン株式会社から御報告させていただきますので、御了承をお願いいたします。

リージョナルデザイン株式会社

それでは、障がい者福祉アンケートと障がい児福祉アンケートについての説明をいたします。

これから説明いたしますのは、今回の国が示す基本方針よりかかるポイントだけを抽出して説明をいたします。それ以外につきましては、お手元の冊子のほうで御確認いただければと思います。

それでは、障がい児福祉アンケートの概要を説明いたします。

平成26年、現第4期の計画の時点でもアンケートをとっておりますので、右端の表の数値が現計画の数値となっております。

まず、今回のアンケートの回答者の状況について3つほど説明いたします。

この調査にお答えいただいた方は、障がい者御本人が全体の65%でございます。

回答者の年齢と性別であります。全体の60歳以上、80歳以上まで含めて下段の3つの部分ですが、この3つを足しまして全体の70%、回答者は60歳以上が全体の70%の状況です。

回答者の生活の状況につきましては、自宅におられるという方が80%の状況です。

御本人の障がいの状況につきましては、御回答いただいた方は約6割が身体障がいの方になっております。知的障がい全体の13%、精神障がいが約8%の回答の状況です。

各設問に対する回答の状況を説明いたします。

まず、共生社会、障がい者に対する周囲の理解に関する質問ですが、「進んでいるが不十分である」という回答が37%、「進んでいる」という回答が約27%の回答状況であります。また、同時に「わからない」と答えられている方も約28%おられます。

安心した生活、生活環境に関する設問ですが、今後の暮らしの意向につきましては、「家族と一緒に暮らしたい」という回答が67%。問いの15番であります。「今後どのように暮らしたいか」という回答につきましては、「家族と一緒に暮らしたい」が全体の67%、「1人で暮らしたい」が約13%、「福祉施設、老人施設等で暮らしたい」が14%の回答状況です。

問いの16番、入院に関する設問ですが、精神科病院の入院中の方に尋ねております。入院の期間について尋ねました。「1年以上」が全体回答の42%、回答の人数にいたしますと11人という状況であり

ます。また、「3か月未満」が6名で23%の状況です。

就労に関する設問です。

問いの18番、「日中の生活をどのように過ごされていますか」という回答ですが、一番多いのが10番、「家庭内で過ごしている」が全体の約43%、「常勤で仕事をしている」回答が全体の割合で10%の状況であります。

続きまして、問いの20番、問いの18、先ほど説明したところの「常勤で仕事をしている」あるいは「パートタイムやアルバイトの仕事をしている」方の御回答です。「現在どのように仕事を見つけられましたか」という設問に対しまして、「障がい発生以前より働いていた」という回答が19%、「直接自分で探した」が約17%の上位回答となっております。

同じく就労に関して、問いの22番です。これも問いの18番で仕事を現在持たれている方の回答です。「仕事をしていない理由はどのような理由によりますか」という設問に対しまして、「年齢のため」という回答が47%であります。これはこのアンケートの回答の7割が60歳以上の状況の中での回答となっております。

問いの23番、同じく就労に関してですが、「障がいのある人の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか」という設問に対してですが、上位回答は、「障がいの程度にあった職種が増えるということ」、これが約18%、「職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること」が約15%の上位回答となっております。

続きまして、障がい児の福祉アンケートについて説明いたします。

最初に、お答えをいただいた回答者の状況についてです。

問いの1番、お子様の年齢と性別です。全体回答の上位は「16歳から18歳以下」で42%、「13歳から15歳以下」で34%の割合の回答状況です。

問いの3番、これも回答者についてですが、障がいの種別についてです。5番の「発達障がい」が約45%、「知的障がい」が31%、「身体障がい」が13%の割合の状況です。また、発達障がいの内容につきましても、56%が「自閉症スペクトラム」となっております。

ここから設問の回答に移ります。

まず、問い8番、「困り事、悩みや不安があるとき、誰もしくはどこに相談をしていますか」という設問に対しまして、上位回答は「家族、親戚」が約18%、「学校、保育所、幼稚園」が16%の上位回答となっております。

同じく相談に関する設問で問い8の2です。「行政機関や福祉サービス事業所への相談を充実させるために必要なこと」に関しましての回答は、上位回答は「制度やサービスについての情報提供」が19%、同じく「同じ立場の人による相談」が19%、「専門家による相談」が18%の上位3つの回答になっております。

学校以外の過ごし方に関する設問です。問いの15番、「学校、幼稚園、保育所もしくは保育園等に通っていない時間、夏休み等の長期休暇中どのように過ごしていますか」という設問に対して、「自宅で家族と過ごす」という回答が43%の回答になっております。また、2番目が「放課後等デイや地域活動支援センター」が22%の割合の回答になっております。

以上が今回の改訂ポイントにかかわるところのかい摘まんだ説明になりました。

以上で説明を終わります。

友沢議長 ありがとうございました。
 ただいまの説明について御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
 いかがでしょうか。
 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

友沢議長 格別ないようでございます。次に参りたいと思います。
 骨子案の説明についてお願いいたします。

事務局 失礼します。続きまして、骨子案の説明をさせていただきます。
 まず、骨子案の1ページをごらんください。
 1ページからざっとお話し申し上げます。第1章で法律等をお示しした骨子案の概要、第2章で障がい者を取り巻く現状として障がい者の人数やアンケート結果などを掲載しております。第3章では、先ほど申し上げました国の動向、第4章で障がい者計画の重点目標、第5章で障がい福祉計画につきまして、2ページの第6章で障がい児福祉計画を掲載することとしております。
 本計画につきましては、第4期計画を継承した部分もございまして、ここでは先に申し上げました国の指針見直しに係る分とこれ

まで本市が取り組んできた障がい者福祉施策の状況を考慮し、今後、重点的に取り組みたい事項について説明させていただきます。

骨子案4ページをごらんください。

ここでは、今回、見直しと改訂等を行う3つの計画につきましてその概要を記述しております。障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法でそれぞれ策定が決定されております。上から伊予市障がい者計画、伊予市障がい福祉計画、伊予市障がい児福祉計画でございます。

それでは、5ページをごらんください。

今回の計画は、平成30年度から平成32年度までの目標を掲げることにしております。今年度中に改訂作業等を行い、平成30年4月には新しい計画として示したいと思っております。

7ページをごらんください。

第2章、障がい者を取り巻く現状といたしまして、人口及び世帯の状況を掲載しております。8ページには、障がい者の現状を平成23年度から掲載しております。これらの表からわかりますように、身体障がい者については減少しておりますが、知的障がい者は微増、精神障がい者につきましては60%を超える増加率を示しております。

15ページをごらんください。

第4章、障がい者計画では、「誰もが自分らしく暮らせお互いが支え合う思いやりのあるまちづくり」を基本理念とする障がい者計画について、17ページ以降に国の基本的な考え方に対する本市の基本方針と主な事業等を掲載しております。

18ページをごらんください。

18ページ、3、教育、文化、芸術活動、スポーツ等の振興ですが、重度障がいのため外出が著しく困難な障がい児に居宅訪問を行い、発達支援を行うことを追加しました。今のところの18ページの表のうちの左の一番上のところの文章の中の一番下のところ、これも追加しております。

それから、その下、4、雇用、就労、経済的自立の支援のところですが、一番下のところ、一般企業へ就職した方へのサポート体制を追加いたしました。

ページをまたがっておりますが、5、生活環境の改善というところですが、19ページ、表の左上のところ、下の段になりますが、ひとり暮らしを始めた人への支援を追加いたしております。

22ページをごらんください。

ここに重点目標を記載しております。今回の計画を実施していくに当たり、これまでの実績や国の動向や指針を踏まえた上で職員が意見を出し合うものでございます。

重点目標1の障がいへの理解の促進につきましては、障がいの有無にかかわらず支え合って生活していくためには、障がいに対する理解を深めることが重要と規定し、学習会や啓発活動を行うこととしております。

重点目標2の暮らし、社会参加や学びへの支援につきましては、障がい者が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、相談体制や地域生活支援事業の充実を図ることを規定し、地域イベントへの参加機会の支援を推進することとしています。

重点目標3、働き方への支援につきましては、農業と福祉を連携させた就労支援について規定しております。

重点目標4、保健、医療の充実につきましては、疾病予防と早期発見、治療に向けた体制の整備を規定しております。福祉部門と医療、保健分野の一層連携を図っていきたいと考えております。

23ページです。

重点目標5の情報提供の充実では、さまざまコミュニケーション手段を提供する体制について規定しております。

重点目標6、ともに生きる地域社会では、一人ひとりが自分らしく暮らせ互いに支え合えるまちづくりを推進していくことを規定するとともに、今後、発生が予想される大規模災害に備えた支援体制の整備について規定しております。

次、24ページです。

ここでは、第5期障がい福祉計画として、平成32年度までの数値目標や障がい福祉サービスの提供の体制を示すことにしております。

下段の基本方針の主な見直しポイントがございます。こちらについても、13ページに記載した項目を再びここで掲載させていただいております。

25ページをごらんください。

こちらにサービス体系図というのがございます。これは障害者総合支援法及び児童福祉法で定められた障がい福祉サービスを記載しております。

右の欄にあります、ちょっと丸い四角の囲みの一番右の一番上の

ところ、訪問系サービスとあります。その2つ目に重度訪問介護、下に括弧してH30年4月からとあります。これは30年度の4月からこのサービスが始まるということです。

ほかにもまだございますが、その3つ下の丸括弧、日中活動系とあります中に同じような書き方で下2つあります。就労定着支援、自立生活援助、これらが平成30年4月から新規事業ということになります。

その3つぐらい下にありますが、補装具費の支給といいますか、いわゆる買い取るような形だったのですが、その括弧のところにありますように平成30年度4月から貸すこともできるということになっております。

平成30年度からの数値目標につきましては、国が示した成果を目標と参考にするとともに、アンケートの分析を行った上で次回審議会に皆様にお示ししたいと思っております。

38ページをごらんください。

ここでは、第1期障害児福祉計画に関する事項を掲載しております。障がい児に対する福祉サービスの数値目標や推進体制につきましては、これまでの計画にも盛り込んでおりましたが、今般法改正及び指針の見直しがあったことによりまして、個別の計画として策定するものでございます。今までも障がい児の計画はありましたが、これは計画という名前ではございませんで、章の中に障がい児福祉についてというような形ではありますが、これを今回特に力を入れるということで、もう一つの計画とすることにしております。そこにもありますように、「子どもたちを輝きながら社会に送り出す」、そういった基本的な考え方のもと、その子に合ったサービスにつなげていきたいと考えております。そして、新たなサービスといたしましては、居宅訪問型児童発達支援が位置づけられております。こうした数値目標につきましても、国が示した成果目標を参考にするとともに、アンケートの分析を行った後で次回の審議会にお示ししたいと思います。

非常に簡単ではございましたが、以上で骨子案についての説明といたしたいと思います。

友沢議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、非常に長い説明でございましたが、御質問、御意見ございませんでしょうか。

ないでしょうか。

○委員　　ちょっと2つほど質問させてください。

1つ、22ページに出ておりました重点目標3、働き方への支援ということなのですが、そこの福祉分野と農業分野が連携した農福連携というのが出ておりますけど、何か根拠があるようなものがあるようでしたら説明をお願いしたいと思います。

もう一つ、重度訪問介護というのが新しく出てきているのですが、これについても十分な理解をしておりますので、分かる範囲で説明をお願いしたいと思います。

事務局　　失礼します。それでは、農業と福祉の連携について説明をさせていただきます。

これにつきましては、昨年度から松山地方局の農政課が中心になって、私ども福祉の方と農業の連携ができないかというふうな検討を進めております。これは農業に従事されている方が高齢化しておることが要因かと考えております。既に香川県では、県全体でこの取り組みを進めておるといふ先進事例の紹介を受けております。こういった私どもが参加した研修には、事業所の方も参加されていらっしゃるようですので、農家さんと障がい者の方のマッチング等について進めていければいいなということで私どもも研究しておりますので、これが実現できるように努力していきたいと考えております。

もう一点ですが、重度訪問介護だったのでしょうか。これは先ほど少し実績のところでも申し上げましたが、29ページをごらんいただきたいと思います。先ほど訪問介護の表のところの29ページの下と申しますか、表の上から2つ目の重度訪問介護が870時間ということ想定しておったのが、279時間だったということですが、見ていただいたらわかりますように2人になると見込んでいましたが、1人だけということですので、こういった数字になったということです。では重度訪問介護というとはどういうことかといいますと、簡単な説明があらうかと思えます。重度障がいがあって、いつも介護が必要な方に自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うというサービスです。これは今までもあったサービスです。寝たきりのような感じの方、寝たきりという限定ではないですけど、そのように自分ではできないというような方ですね。この方の場合、お母さんはいらっしゃるわけですけど、お母さんも高齢で施設に入っておるといふような方で、周りの方々、ヘルパーさん等の助けがないと生活がほとんどできない

という方、そういったような方がこの重度訪問介護の対象ということになります。

友沢議長 ありがとうございます。
ほかにないでしょうか。

委員 質問とか意見ではないのですが、テレビでこの問題を取り上げましたけど、この意見に関しては、障がい者は子どもを持つような、親が自分の子どものために必要ということで、そういう作業所を松山でつくりました。

もう一つは、沖縄県においても、沖縄のサッカーチーム、J2の下のチームが、地域貢献ということで障がい者とともに農業をやろうということでやっているということで、最近多くの意見がテレビドキュメンタリーで取り上げられております。私、これはいいことなので、近いうちに勉強に行こうと思ったのですが、そういう話を事務局は知りませんか。もう一回何か調べて僕らも是非行ってみたいと思います、すぐそばなので。そういう点での農福連携、そういう日本全体のリーダー的なことをこの近くの方がやっておられるということです。

友沢議長 また事務局の情報を入れてプラスにさせていただいたらと思います。
ありがとうございます。
ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

友沢議長 格別ないようでしたら、意見交換になっております。
何かございませんでしょうか。

委員 アンケートの中に入所施設を伊予市に作ってほしいという言葉があったのですが、この伊予市の中に入所施設を作る計画というか、そういうものがありますか。今、入所施設は作らないという国の動きにはなっていますが、絶対作らないという動きではなかったと思うので、伊予市にないものをまずは作って、福祉計画の中にグループホームに、地域に出しましょうという数字がある中で、やっぱりそういう入所施設があつて、母体があつて、そこから地域に出ていただくというのが

すごくできることだと思うのですが、グループホームだけがあって、もしも何か地域が起こったときに、じゃあ自宅に帰ってくださるということができなくなる。そういうときにはやっぱり母体の本体の入所施設というのが小規模でも伊予市には必要だと思います。

そういう意見があったのと、あと短期入所っていう切なる願いだと思うのですが、重度の子どもさんとか障がいのある方をちょっと置いてはいけない、急遽お預かりしてほしいというときに、グループホームでも短期入所をしているところがあるのですが、なかなかそういうところが事業所の人限定、その事業所を利用している人しか使えませんよとなっていると思います。短期入所っていうのは、すごくやっぱりリスクも大きくなって、知らない人を突然見るわけなのでリスクが大きいのですが、そういう場合はやっぱり入所、屋内の規模の職員体制で手厚く見てあげないと、だめなのかなと思っていて、そのアンケートにある数字ではないけれど、あることを今回の福祉計画に上げることができないかっていうのをちょっとお聞きしたいのですが。

友沢議長 事務局をお願いします。

事務局 失礼します。今、言われたことは、私どもといたしましても伊予市で一番不足しておることだなというふうに考えております。

計画の中につきましては、先ほどもお話がございましたとおり、37ページになりますでしょうか。

(5)地域生活拠点の整備というところで、伊予市でも第4期計画に掲げました。国においても第4期計画に掲げていましたが、全国的にこれが進んでいないという状況が伊予市、国においてもこの計画を引き続き整備することとして計画の中には盛り込んでいきたいと思いません。

実際に伊予市はどうするのかというところですが、伊予市が公立でグループホームを建設したり運営したり、入所施設を建設、運営することが非常に難しいというふうに考えております。可能であれば、事業所の方に御参入いただきまして、そこに関して支援ができないかなというふうに考えております。

友沢議長 よろしいでしょうか。

委員 数字としては上がらないけど、考えてはいらっしゃるっていうこと

で。

事務局 失礼しました。31ページに先ほど言われましたショートステイで入所、施設入所支援という項目を掲げております。これが先ほどおっしゃられましたが、国としては、入所につきましては少なくしていくという考え方もあるようでございますが、どうしても自立ができない子どもがいるのだと。それは私どもも十分に承知しておりますので、若干国の方針とは異なる部分もありますけれども、そういったところへの支援は必要であると考えております。

委員 国の方針、入所施設はつくらないといっても、最終的に入所施設をつくっても、また将来施設解体ということでそういう施設をグループホームとして入れと。ユニット形式でつくるという方向もあると思うので、地域の中でそういうものが充実したらいいかなと思うので是非またよろしくをお願いします。

友沢議長 ありがとうございます。

委員 今、説明したのに対する質問とその前の質問に対する答えに対しての考え方の視点。最初に言った、この31ページの関係の場合にこのショートステイとかグループホームの人の居住者のアンケートの結果だと思いますが、これに関してアンケートにある施設とは大半市外の施設だと想像はしています。

結果として障がい当事者もしくは障がい当事者の親なり家族なり保護者なりの声が高まって一つの物理力にならない限り、行政っていうのは腰を上げられないと私は思います。団体が声を上げて、大きな声としてお願いに行かない限り、市役所の腰がなかなか上がりにくいと考えますので、結局は自分らのところにはね返ってくるのではないかというに思います。そのときに現在の障がい者関連の施設で働いている方々の支援も大きな力になろうかと思しますので、御協力をよろしくお願いいたし、ともに地元を支えて頑張りたいと思います。

委員 当事者なり当事者家族が一番先頭に立って私たちをいろいろ使っていただいたらうれしいです。

友沢議長 その場その場に楽しみを感じて、その将来にわたっての考えという

のが割合薄いような感じがします。自分がいなくなったときとか、子どもがさらに15年たったときとかいろんなことを考えて、いろんなことを行政へお願いする必要があるのではないかと思っております。

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

友沢議長　　格別ないようでしたら、以上で議題協議を終了させていただきます。

これをもちまして議長の職を解任させていただきます。御協力ありがとうございました。

午後4時35分 閉会